

農地中間管理事業の推進に関する
基本方針

令和5(2023)年7月
栃木県

[基本方針見直しの考え方]

農業者の更なる減少が見込まれる中、農地が継続して適正に利用されるためには、担い手への農地集積・集約化の取組を加速化することが喫緊の課題となっている。

そのような中、令和5年4月1日に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行され、市町は、地域での話し合いを基に、地域農業の将来の在り方や農地利用の姿を示した地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）を策定し、農地中間管理事業は、地域計画の達成に資することを目的にその事業を実施することとなった。

そこで、県では、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第3条の規定に基づき基本方針を見直すこととし、法律の改正内容を踏まえ、地域計画の取組と合わせ、農地中間管理事業を活用した更なる農地集積・集約化を進めるため、次の1～7について定めるものとする。

なお、本方針の計画期間は、栃木県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下、基盤強化基本方針）に合わせて令和13年3月までとする。

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標
- 2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
- 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
- 4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項
- 5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項
- 6 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力に関する項目
- 7 その他

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

令和 12 年度における、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標は、以下のとおりとする。

区 分	現在（令和 4 年度）	目標（令和 12 年度）
耕地面積 ^{※1} (①)	1 2 1, 4 0 0 ha	1 1 8, 5 0 0 ha
うち担い手が利用する面積 ^{※2} (②)	6 4, 5 0 6 ha	9 4, 8 0 0 ha
集積率 ^{※3} (②/①)	5 3. 1 %	8 0 %

※1：現在の数値は農林水産省の公表値を、目標値は栃木県農業振興計画 2021-2025（以下、県農業振興計画）における 2030 年(令和 12 年)の数値を用いた。

※2：「担い手」は、認定農業者、市町村農業経営基盤強化促進基本構想水準到達者、集落営農、認定就農者のこととし、現在の数値は農林水産省の公表値を用い、目標値は耕地面積(①)×集積率(②/①)から算出した。

※3：現在の数値は農林水産省の公表値を、目標値は県農業振興計画における 2023 年(令和 12 年)の数値を用いた。

2 1 以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標は、以下のとおりとする。

区 分	現在	目標（令和 12 年度）
① 農地バンクの活用により新たに形成された 2ha 以上の団地数 ^{※1}	6 団地 (令和 4 年度)	7 0 団地
② 各担い手の耕地利用率の平均 ^{※2}	9 8. 4 % (令和 3 年度)	1 0 0 %

※1：機構集積協力金交付事業の集約化奨励金の交付対象から算定

現在の数値は集約化奨励金交付事業の令和 4 年度実績における 2ha 以上の団地数を用い、目標値は以下の式により計算し、地域計画の実行による団地化促進分を加算して算出した。

$$\left[\begin{array}{l} \text{集約化奨励金交付事業における 2ha 以上の団地数 2 か年(令和 3-4 年度)平均 [5.5]} \\ \times \text{計画期間(令和 5-12 年度)における担い手が利用する耕地面積の増加率} \\ [94,800/64,506=1.47] \times \text{計画期間年数 [8]} \end{array} \right]$$

※2：現在の数値は農林水産省の公表値を、目標値は県農業振興計画における 2023 年(令和 12 年)の数値を用いた。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 農地中間管理機構の指定

県は、担い手への農地集積・集約化を進める中心事業体として、県内全域を対象に農地中間管理事業を行う農地中間管理機構（以下「機構」という。）を位置付け、関係機関・団体との連携を密にして、最大限の活用を図る。

(2) 農地中間管理事業の実施体制

農地中間管理事業の効率的・効果的な展開のためには、地域の実情に熟知している市町及び農業委員会の積極的な取組が不可欠であることから、機構は、全ての市町にその同意を得

て業務の一部を委託するとともに、その他関係団体についても必要により業務の一部委託を行い、円滑な事業運営を図るものとする。

また、機構は必要に応じて「農地相談員」を増員することで、地域での話し合いを積極的に支援していくものとし、機構の業務を受託する市町等は必要に応じ「機構集積協力員」を置くものとする。

(3) 地域計画に基づく事業展開

機構が十分に機能し、農地の集積・集約化の成果を上げていくためには、地域における農業者の徹底した話し合いを積み重ねていくことが重要である。

このため、県は、地域計画の策定や実行の取組を推進するとともに、機構は地域計画の達成に向けて事業を展開していくものとする。

(4) 関連施策と連携した事業展開

県及び機構は、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化を効果的に進めていくため、担い手の確保・育成や土地改良等の各種施策と連携した取組を行う。

4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

機構は、以下の基本的な事項を踏まえて、農地中間管理事業規程等を定めるものとする。

(1) 農地中間管理事業を重点的に実施する区域

機構は、地域計画の区域において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。

なお、上記以外の区域においても、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

(2) 農地中間管理権を取得する農用地等

機構は、地域計画の区域内の農用地等については、地域計画における目標地図の実現に向けて、遊休農地（所有者不明農地を含む。）を含め、積極的に中間管理権を取得するものとする。

(3) 農地中間管理権の取得の考え方

機構は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して、農用地等の所有者に協議の申し入れを積極的に行うものとし、農地中間管理権の取得を推進する。

なお、農地中間管理権の取得に当たっては、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう長期の借受けとすることが望ましい。

(4) 農用地等の貸付けの考え方

機構は、地域計画の区域内の農用地等において、農用地利用集積等促進計画の策定によっ

て農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、原則として、地域計画の目標地図に位置づけられた者（以下、「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。ただし、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）第6の2の（2）に掲げる①から③のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等の貸付を行うことも可能とする。

（5）農作業の受委託の考え方

機構は、地域計画の区域内の農用地等については、目標地図の実現に資する場合に、農作業の受委託をすることができるものとする。

（6）農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施

出し手から機構に10年以上の期間で貸し付けが予定されており、受け手に農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれる農用地等であって、かつ、受け手が利用条件改善を希望する場合には、機構・出し手・受け手が協議し、その必要性を明確にした上で、農用地等の利用条件の改善を図るための業務を実施するものとする。

（7）農地中間管理事業に関する相談等に応じるための体制

機構は、農地中間管理事業の相談等に応じる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

（8）機構が農用地等の賃貸借等を解除する場合

農地中間管理権の取得後、原則として1年間を経過してもなお、当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められる場合や、災害その他の事由により農用地等として利用を継続することが著しく困難となった場合、機構は、当該農用地等の賃貸借等を解除できるものとする。

（9）業務委託に関する事項

機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なものについて、「農地中間管理事業業務委託実施要領」を定め、委託するものとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

（1）県及び機構は、担い手への農地集積・集約化を促進するため、農地中間管理事業の啓発普及に努めるものとする。

(2) 市町は、地域計画を策定した区域において、農業を担う者に対し、農地中間管理事業の利用等について、周知徹底を図るものとする。

(3) 農地中間管理事業を効果的に推進するため、関係機関・団体は一体となり、担い手の確保・育成に努めるものとする。

6 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力に関する事項

機構は、県、市町、農業委員会、市町 農業公社、農業協同組合、土地改良区、県農業会議、県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会県本部、県土地改良事業団体連合会その他農業に関する県内の団体、株式会社日本政策金融公庫等と密接な連携及び協力の下に、その創意工夫を発揮して農地中間管理事業を積極的に実施し、円滑な事業運営を図るものとする。

7 その他

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56条）附則第5条及び第10条の規定により市町が定める農用地利用集積計画によって、機構が農地中間管理権の設定を受け、又は賃借権の設定等を行う場合における本基本方針の考え方については、地域計画策定までの間は、なお従前の例による。